

人工呼吸器用発電機・外部バッテリー等の給付について

令和3年4月から、災害時の長期停電等に備えるため、「浦安市障がい者等日常生活用具給付等事業」の「在宅療養等支援用具」に発電機や蓄電池等を追加します。

1. 対象者

在宅で、人工呼吸器若しくは電気式たん吸引器を使用し、又は医療保険における在宅酸素療法を行う障がい者等（難病患者を含む）

2. 対象種目の性能等

本市が定める内容を満たす性能等であること（裏面参照）

基準額（80,000円）に満たない場合は、「①正弦波インバーター発電機」・「②蓄電池」、「③DC/ACインバーター」の①、②、③を組み合わせる申請することができます。（例）「蓄電池」と「DC/ACインバーター」など。

3. 費用

基準額の範囲で1割を自己負担（市民税非課税世帯は自己負担なし）

基準額を超える金額については、購入者の自己負担となります。

その他のサービス費、福祉用具の費用と合わせて、1ヶ月に負担する上限額あり。

4. 申請受付開始日

令和3年4月1日

※購入する前に、事前に、障がい福祉課への申請と決定を受ける必要があります。

5. 申請に必要な書類

浦安市障がい者等日常生活用具給付等申請書

製品の見積書とカタログ

医師の意見書（人工呼吸器若しくは電気式たん吸引器、又は酸素療法を必要とする障がい状況である内容が記載されているもの）

※その他 災害時の避難計画書（市で書式を定めた時点で作成にご協力ください）

（裏面へ）

性能要件等

- ・障がい者等又は介助者が容易に使用し得るものであること。
- ・次の表の左欄に定める種目ごとに当該右欄に定める性能等を有するものであること。

種目	性能等	基準額	耐用期間
正弦波インバーター発電機	ガソリン又はガスボンベ等で作動する正弦波インバーター発電機の定格出力が850VA以上のもの	80,000円	5年
ポータブル電源（蓄電池）	蓄電機能を有する正弦波交流出力の電源装置の定格出力が300W以上のもの又は人工呼吸器等専用の蓄電池で6時間以上使用可能なもの		
DC/ACインバーター	自動車等の直流電源（DC）を正弦波交流電流（AC）に変換する装置の定格出力が300W以上のもの		

- ・疑似正弦波（矩形波、補正正弦波）のものでないこと。
- ・電気用品安全法（昭和36年法律第234号）第10条第1項に規定する経済産業省令で定める方式による表示（いわゆる「PSEマーク」）が付されていること。
- ・上記のほか、人工呼吸器若しくは電気式たん吸引器の使用又は医療保険における在宅酸素療法について、停電時においても、一定時間、安定した作動が確保される性能を有すること。
- ・障がい者等又は介助者が容易に使用し得るもの。

【問い合わせ・申請先】 〒279-8501 浦安市猫実一丁目1番1号
浦安市福祉部障がい福祉課障がい福祉係
TEL:047-712-6393 FAX:047-355-1294
syougai-fukushi@city.urayasu.lg.jp